

# 【嘉麻市産婦健康診査実施のお願い】

## （医療機関ご担当者様へ）

嘉麻市では、令和5年4月1日より下記の内容で「産婦健康診査（産婦健診）」を実施いたします。指定医療機関以外（業務委託契約を締結していない医療機関）で産婦健診を受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

### 【対象者】

- ・ 出産後8週を経過していないもの
- ・ 嘉麻市が発行した産婦健診受診券の交付を受けているもの
- ・ 嘉麻市に住所を有するもの

### 【実施回数】

2回（産後2週間を目安に1回/産後1か月を目安に8週を超えない範囲で1回）

### 【内容】

- ◎問診（生活環境、授乳に関する困りごと、育児不安、精神疾患の既往等、服薬歴など）
- ◎診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等） ◎体重・血圧測定 ◎尿検査（蛋白・糖）
- ◎こころの健康チェック
  - I 育児支援チェックリスト
  - II エジンバラ産後うつ（EPDS）質問票
  - III 赤ちゃんへの気持ち（ボンディング）質問票

※「こころの健康チェック」は必須です。受診の際に実施がない場合、償還払いの対象となりません。

※赤ちゃんの健診費用の助成はありません。

### 【費用】

医療機関が定める健診費用を全額自己負担していただきます。

後日、産婦の申請に基づき、一回上限5,000円まで助成する償還払い対応で

なお、お子さんの健診費用の助成はありません。

### 【健診の流れについて】

- ①産婦が持参される産婦健診受診券・産婦健診結果票をご確認下さい。
- ②健診を実施し、産婦健診結果票（二部複写）へ記載・母子健康手帳P15『出産後の母体の経過』に検査結果、備考欄にEPDS、ボンディングの点数を記載して下さい。（裏面）
- ③健診費用を支払われたら、領収書（明細書）と産婦健診結果票（2枚目請求用）を産婦へお渡し下さい。
- ④健診の結果、支援が必要な産婦と判断された場合は、住民票のある自治体へ連絡または産婦健診結果票の『市への連絡事項』への記載をお願いします。（裏面）
- ⑤産婦健診結果票（1枚目健診機関控用）は医療機関で保管して下さい。こころの健康チェックの質問票の返却は不要です。